

内部統制について(その3)

弁護士 鳥飼重和

1. 経営者に必要な内部統制体制の理解

上場企業における内部統制体制の整備は、会社法および金融商品取引法によって必要となっている。この両法との関係で内部統制体制の構築を体系的にとらえる必要がある。そのためには、経営者が内部統制体制の構築に対する十分な理解をすることが重要である。経営者の理解なしに、適切な内部統制体制の構築はあり得ないからである。経営者が理解すべき内部統制体制に関する事項は、以下のとおりである。

- (1) 内部統制体制の整備における最大の要素は経営者である。
- (2) 内部統制体制の整備の目的は、企業価値の維持・向上である。
- (3) コーポレート・ガバナンスと内部統制体制は密接に関連する。
- (4) 日本における内部統制体制の整備は法令遵守が中心である。
- (5) 会社法における内部統制と金融商品取引法における内部統制は統一的にとらえる必要がある。
- (6) 内部統制体制の整備による取締役などの責任は厳しくなる。

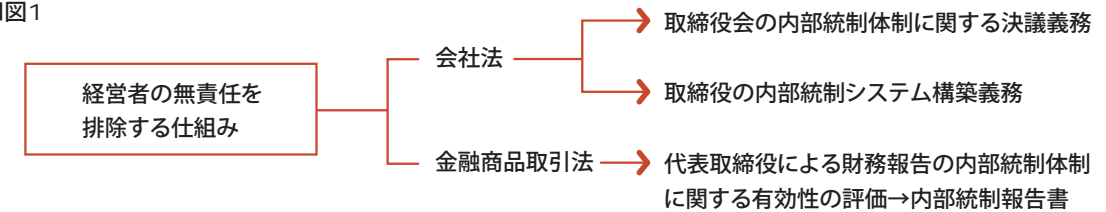
- (7) 内部統制体制に関する取締役会決議は、やり直しが必要である。
- (8) 経営者が法律を知らないことはリスクとしてとらえられる時代になった。
- (9) 内部統制体制の整備は、経営者を守る盾となる。
- (10) 内部統制体制の整備は、本来、自律的にすべきものである。
- (11) 自律的内部統制は、社風を変え、継続的成長の基盤となる。

2. 内部統制体制の整備における最大の要素は経営者である

内部統制体制の狙いは、経営者の無責任体制を排除することにある。そのため、内部統制体制は、経営者に焦点を当てることになる。それは、会社法では、取締役会の内部統制体制の整備に関する決議義務の法定化、判例になっている取締役の内部統制システム構築義務に反映する。また、金融商品取引法では、代表取締役に対する内部統制の自己評価に基づく内部統制報告書の提出に反映する。これを図にすると、<図1>のようになる。

現場などで起きた従来の不祥事では、経営者は「知らない」「担当していない」という言い訳を

■図1



■図2



多用していた観がある。しかし、内部統制体制の構築が義務付けられた今後は、「知らない」「担当していない」という言い訳は、原則的には通用しないことになる。その言い訳が通用するのは、当該会社の適切な内部統制体制が整備された場合だけである。

その結果、経営者は、内部統制体制は経営者の責任問題が中核にあり、自分自身の問題であることを自覚する必要がある。内部統制体制の整備をコスト問題ととらえているのは、経営者が内部統制に対する本質的理解を欠いているためである。

3. 内部統制体制の構築の目的は企業価値の維持・向上である

経営の目的は、企業の存続と発展を図ることである。換言すれば、経営の目的は企業価値の維持・向上を図ることにある。これは同時に、経営者の職責となる。そのため、経営の組織・体制は企業価値の維持・向上を図るためにある。そうだとすれば、内部統制体制の構築も、企業価値の維持・向上を図る目的を有することは明らかである。

では、内部統制体制が目的とする企業価値とは何か。企業価値の内容のとらえ方としては、次の二つがある。

一つ目は、企業理念(ミッション)というとらえ方である。二つ目は、資本市場における企業価値というとらえ方である。これを図にすると、<図2>のようになる。

1. 企業理念(ミッション)

企業理念は、当該企業の社会的に存在する理由ないし根拠である。それは同時に、当該企業の果たすべき具体的な社会貢献を示すものである。このような企業理念は、社会的存在である会社においては、意識すると否とにかかわらず、すべての企業が本来持っているものである。

このような企業理念を実現しようとするれば、経営者が全責任を負って、その実現を図るに適切な体制を構築することになる。企業理念は理想が入っているのが通常であるから、企業理念に基づく会社組織体制の整備は高い水準であるはずである。このような体制の整備が内部統制体制である。

このように、企業理念を達成する体制は、内部統制体制の問題ととらえることができる。

2. 資本市場における企業価値

企業理念は、企業の存続と発展に重要である。しかし、資本市場から見た場合には、企業理念をみただけで投資することはできない。機関投資家は、財務ないし会計的視点からとらえなければ、企業の存続と発展があるのか、つまり、ゴーイング・コンサーンがあるかの判断ができない。そのため、財務ないし会計的な視点からの数値としての企業価値が必要になる。

その結果、資本市場における企業価値は、次のように定義付けられる。

弁護士 鳥飼重和(とりかい しげかず)

(略歴) 中央大学法学部卒業。
税理士事務所勤務後、司法試験に合格。弁護士。
日本税理士連合会顧問、中小企業庁中小企業政策審議会企業制度部会委員。
(専門分野) 経営法務を中心とした会社法、税務訴訟を中心とした税法。
(著書) 「定款変更と企業防衛対策の実務」清文社
「株主総会の議長・答弁担当役員に必要なノウハウ」商事法務
「平成18年株主総会徹底対策」共著 商事法務

「企業が将来にわたって生み出すフリー・キャッシュフローを資本コストで割り戻した現在価値である。」

資本市場の企業価値を明確にするには、それなりの社内体制が必要となる。投資家に提供される財務報告に虚偽記載があれば、それを信頼した投資家は不当な損失を被ることになる。それはひいては、資本市場の信頼を棄損し、投資市場が機能しない結果を生み出しかねない。米国が、エンロン、ワールドコムなどの会計不正に対し、早急にサーベインズ・オクスリー法による内部統制体制の強化を図ったのは、資本市場への投資家による不信感を払しょくするためである。日本でも、金融商品取引法で、財務報告の信頼を確保するための内部統制体制の整備を規定したのも、カネボウ、ライブドアなどの会計不正事例が生じたことへの対処である。

さらに、不祥事が発覚すれば、それによって会社が被る損害が具体的に把握できる。会計的にいえば、最終的には特別損失として把握される。これを隠ぺいせずに、財務報告に正確に反映することを要求する必要がある。これが金融商品取引法の直接対象とする内部統制体制の整備である。

しかし、不祥事が起こりやすい、あるいは、不祥事が生じたときに会社の損害を最小化する内部統制体制が十分でない会社があるとする。このような会社では、将来においていつ不祥事によって会社が損害を被るかの心配がある。投資家はこのような会社への投資は避けたいものである。それに対処する会社全体に対する内部

統制体制の整備が必要となるが、それは会社法による内部統制体制の整備の守備領域となることになる。この点の詳細は、会社法の内部統制と金融商品取引法の内部統制との関係に関して、次回以降に述べることにする。

以上のように、資本市場における企業価値に関する内部統制体制の整備は、資本市場による規律と、法律による規律という他律的規律としてとらえられる。

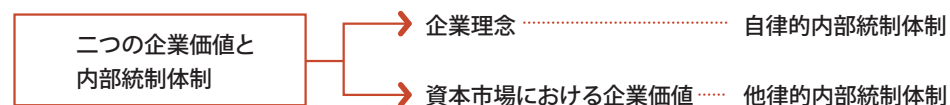
3. 二つの企業価値に対する内部統制体制のとらえ方

企業理念と資本市場における企業価値は、対立的にとらえるべきではない。この両者は、一つの企業に対する立場の違いによる光の当て方から生じる相違にすぎない。企業理念は、経営者の立場から光を当てたものである。そのために、企業理念に関する内部統制体制の構築は、経営者の自律的な面が強調されることになる。

それに対して、資本市場における企業価値は、主として機関投資家の立場から光を当てたものである。そのため、資本市場における企業価値に関する内部統制体制の構築は、資本市場ないし法律による他律的な面が強調されることになる。

しかし、この二つの企業価値に対する内部統制体制の構築は、有効性ないし効率性の観点から、統一的に行う必要があるため、自律的か、他律的かに関する適切な把握が必要となる。この点についても、実践的観点から、次回以降に述べることにする。この点を図にすると、<図3>のようになる。

■図3



実務対応報告第20号 「投資事業組合に対する支配力基準 及び影響力基準の適用に関する 実務上の取扱い」

公認会計士 山中成大

1. はじめに

企業会計基準委員会から、平成18年9月8日に実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（以下、本実務対応報告）が公表されました。

連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲については、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および「連結財務諸表原則」（以下、連結原則）が公表され、連結原則では、子会社および関連会社の判定基準として支配力基準および影響力基準を導入しています。また、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いという。また、これと連結原則とを合わせて、連結原則等という。）では、その範囲を会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む）としています。

このため、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社または関連会社の範囲に含まれる場合があること、支配力基準および影響力基準を適用することになることは明らかですが、近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が行われているという指摘を踏まえて、その適用に関する取り扱いをより明確にするため、本実務対応報告では、投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取り扱いを示しています。

本稿では、本実務対応報告の概要について

解説していますが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

2. 適用時期等

本実務対応報告は、公表日（平成18年9月8日）以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表および中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用します。

また、個別財務諸表に関する部分についても同様に、公表日以後終了する事業年度に係る財務諸表および中間会計期間に係る中間財務諸表から適用します。

なお、本実務対応報告を適用することにより、これまで行ってきた会計処理と異なる場合には、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされています。

3. 会計処理

1. 投資事業組合に対して支配力基準および影響力基準を適用するに当たっての考え方

投資事業組合に対しても、会社と同様、支配力基準および影響力基準を適用しますが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことなどから、株式会社における議決権を想定している連結原則等を投資事業組合に対して適用する場合には、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該投資事業組合に対する